

令和7年度

木材利用推進コンクール 公募のご案内 〈国産材利用推進部門〉

【国産材利用推進部門って何？】

募集対象は...



- ・持続的な森林経営が行われている森林から産出される国産材を利用した木材製品の安定的な製造及び販売、流通等を通じた、国産材製品の販売促進、地域貢献、サプライチェーンの構築等の積極的な取り組みを行う **川中企業**。
- ・国産材の大量かつ持続的な利用とともに、国産材利用の意義、良さや効果等についての普及啓発等国産材利用の拡大に向けた積極的な取り組みを行う **川下企業**。



つまり、**国産材をたくさん使うために努力する企業の
取り組み・成果**を顕彰する部門です。

※個別の施設ではありません ※建築に関連する企業が対象です(施主を除く)

【どのような賞が授与されるの？】

国産材の利用推進に関して優れた点がみとめられる企業に次の賞が授与されます。

〈最優秀〉農林水産大臣賞：1点

林野庁長官賞：2点程度

木材利用推進中央協議会会長賞：2点程度

※公募開始時点での予定です。応募状況等により変更となる場合があります。



【どのような会社が応募できるの？】

国産材の利用促進に取り組む建築に関連する川中・川下企業が応募できます。
具体的には、次の業種が挙げられます。

川中：・製材 ・集成材 ・合板 ・建材(外装、フローリング等)
・プレカット事業者 ・流通事業者 等

川下：・ハウスメーカー ・ゼネコン ・工務店 ・施主※ 等

※木造または木質化による店舗、事業所の展開を行う事業者

もっと詳しく>

【応募要件ってあるの？】

次の2点になります。

- ①令和6年(または令和6年度)における国産材の利用推進に係る取組みであること。
- ②本コンクールの国産材利用推進部門において、農林水産大臣賞を過去5年受賞していない川中・川下企業であること。(優良施設部門における受賞歴は不問)



【どのような審査をするの？】

下記8項目が審査内容になります。

- ①木材利用量 ②木材利用量の伸び率 ③木材利用量拡大の取組み
④社会課題への取組み ⑤計画的な木材利用 ⑥木材利用の推進を図る普及啓発
⑦地域貢献 ⑧サプライチェーンの形成 ※赤字は必須項目

個社の木材利用量や利用量拡大の取組みだけではなく、応募者の木材利用推進に係る地域ぐるみの活動や社会課題への取組み等、多面的に審査します。
また、施主は自社製品への木材利用等をPRしていただいても結構です。

※詳しい内容や記載例等は、応募様式を参照ください。

【よくあるご質問】

Q.なんで建築に関係する企業が対象なの？

- 令和3年10月に『(通称)都市の木造化推進法』が施行され、木材利用推進の適用範囲が建築物一般まで拡大されました。木材利用による建築物への炭素の長期固定化や循環利用の促進への貢献の観点から建築関係(施主は店舗等)を対象としています。

Q.応募様式の項目が埋められない…

- 記載事項は、全項目の記載が望ましいですが必須ではありません。
ただし、様式(1)～(3)の項目は審査で肝要なため、必須となります。

Q.複数の業種にまたがる企業の応募はどうすればいいの？

- 代表する業種の木材利用量で応募してください。
各業種による木材利用量の合算はできません。

Q.グループ会社やJVによる応募はできるの？

- 可能です。ただし、異なる業種による木材利用量の合算はできません。
(例えば、ハウスメーカーとプレカット業者の合算は不可)



【注意事項】

- ・審査段階で事務局より追加情報の聞き取り等をお願いする場合があります。
- ・ご応募いただいた内容は審査以外では使用しませんが、受賞企業については、公表時に一部概要説明等として使用する場合があります。

【応募方法】

特設サイトから応募様式をダウンロードし、
応募資料を作成のうえ、ご応募ください。

〈 <https://www.jcatu.jp/competition/> 〉



※応募に関するお問合せは、次のメールアドレスまでお願いします。
(contest-2025-accept@zenmoku.jp)

【お問い合わせ先】

木材利用推進中央協議会 担当 米田、黒江、末藤
〒102-0082 東京都千代田区一番町25番地 全国町村議員会館6階
TEL 03-6261-9134 / FAX 03-6261-9133